

国道2号下水道管路施設点検業務委託

【特記仕様書】

【業務の内容】

(1) 調査期間	契約日 から 令和7年11月30日まで
(2) 調査地区 及び内容	■周南市公共下水道区域内 ■国道2号を横断する管路施設調査

【特記事項】

(1) 交通規制の必要性

○有 ・ 無

(2) 安全管理

- 作業時においては、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置し、必ず酸素欠乏等を測定すること。また管渠内に入る場合は、換気等事故防止に必要な措置を講じること。
- 作業に伴う交通の安全及び保安対策は、道路管理者及び所轄警察署と打ち合わせを行うと共に、道路工事現場における標示施設等の設置基準及び道路工事保安施設設置基準に基づき、所定の交通標識を設置し実施すること。
- 雨水管及び合流管の作業においては、大雨注意報や大雨警報が発表されている時、管渠内水位が急激に増加すると想定される雨が降り始めた時、あるいは、その他降雨の予兆が確認できるときなど、危険が予測できる場合には、作業を実施しないこと。

(3) 調査方法

- 対象は、国道2号車道部を横断する指定した管路施設とする。
- 本管テレビカメラ調査（管径200～800mm未満）及び管内潜行目視調査（管径800mm以上）とする。
- 指定した箇所は、交通量の関係から夜間に実施する。

(4) 提出書類

○業務計画書

受注者は、契約終了後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出すること。また、業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。但し、業務実施に不要な事項を省略できる。

- 業務概要
- 業務実施計画
- 業務工程
- 業務組織計画
- 連絡体制（緊急時含む）
- 使用機械の種類・名称・性能・検定書等
- 安全管理計画
- その他必要事項

(5) その他

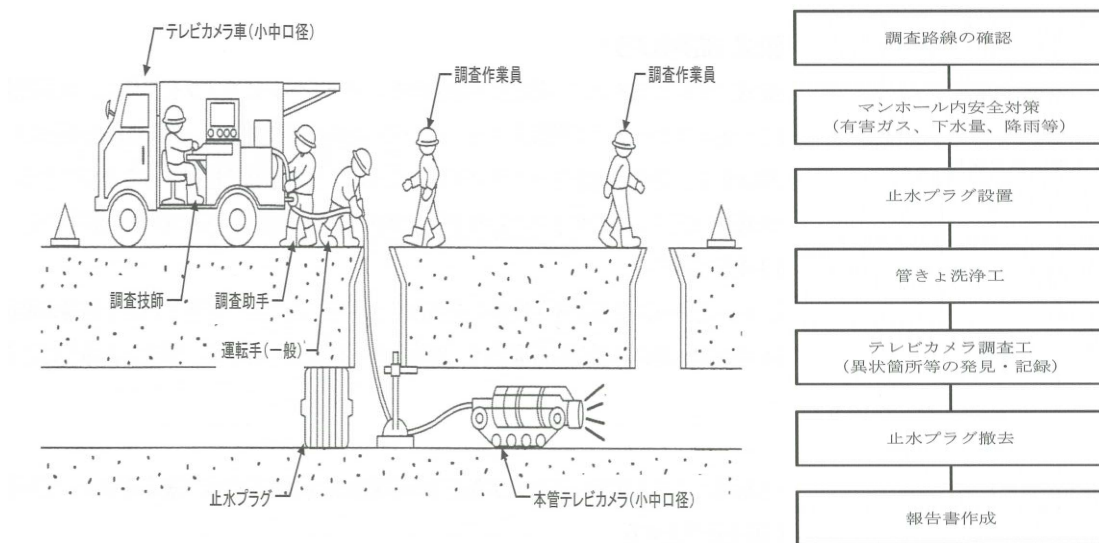
- 業務において異常があれば報告し、緊急を要する場合は直ちに監督職員の指示に従わなければならない。
- 上記以外のことについては、監督職員の指示に従うこと。

【管清掃】

- (1).本業務は、テレビカメラ調査（小中口径）前に高圧洗浄車による管渠洗浄を実施する。
- (2) 管清掃後は付近の道路面を清掃し、環境衛生に努めると共に、マンホール蓋の清掃及び点検をすること。
- (3) 写真管理撮影項目については、下記のとおりとする。
 - 清掃前及び清掃後 各箇所
 - 清掃作業状況 各箇所
 - 酸欠測定（測定状況及び測定値）各箇所
 - 安全管理（交通安全等）各箇所
 - 使用機種

【本管テレビカメラ調査】

- (1).本管テレビカメラ調査は、自走式テレビカメラを上流マンホールから本管に挿入し、下流マンホールに向けて移動させ、本管の異常の有無を、地上の調査員が目視及びスケール測定により調査する。テレビカメラの撮影画像は、直視側視式とする。
- (2) 直視側視式のテレビカメラは、調査員が地上のモニターでテレビカメラを操作し、本管の異常（破損やクラック等）箇所や取付管箇所等を直視及び側視撮影を行い、異常の程度や位置を記録し、動画を連続的に収録する。テレビカメラの機種は、小中口径用とする。



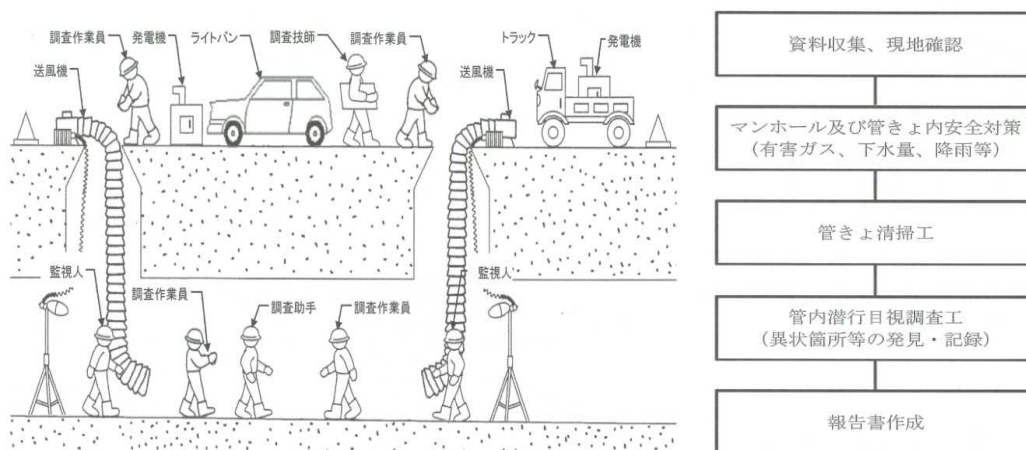
〔本管テレビカメラ調査工の作業模式図及び作業手順〕

(3) 写真撮影

- 写真は箇所ごとにその都度撮影し、撮影項目については次のとおりとする。
- 直視側視式テレビカメラによる動画及び異常箇所等
- 酸欠測定（測定状況及び測定値）各箇所
- 安全管理、使用機械
- 監督員が指示した項目

【管内潜行目視調査】

- (1). 管内潜行目視調査は、調査員が上流マンホールから本管に入り、下流マンホールに向かって本管の異常の有無を、目視及びテストハンマー、スケールなどを用いて調査する。
- (2) 管渠内の水量が多い場合、流速が早い場合、有毒ガスが発生している場合など危険な場合は調査を行わないこと。



〔管内潜行目視調査工の作業模式図及び作業手順〕

(3)写真撮影

- 写真は箇所ごとにその都度撮影し、撮影項目については次のとおりとする。
- 異常箇所状況及び上流マンホールからの距離
- 酸欠測定（測定状況及び測定値）各箇所
- 安全管理、使用機械
- 監督員が指示した項目

【業務成果品】

別紙『下水道管路施設調査業務委託〔一般仕様書〕』第3章 提出図書による。